定實 [illegible]

弘法 天神 道風 [illegible] 伊行 [illegible]

此物ハ伊行卿ノ書ヲ息女ニ

明應三甲寅 秋九月廿八日任書本ヲ為ニ寫ス多

偏為備忘時々而見年地筆毫年敢勿以外見

之例歟此奥也

右夜鶴庭訓抄一卷ハ寛萬藏本書寫ハ屋代弘賢藏本校合畢

戈葉抄 一名葉鮮抄

宰相入道教長ハ傳

安元二年七月二日於高野山庵室寫之

諱ハ觀蓮 難波權大納言忠教ノ第六男 參議正三位

一 筆ハ柔深ノ筆新筆ハ文字伐書ハ第

[illegible]

一 乾てかしの墨枕ハ[illegible]の能也

一 法性寺殿ノ御筆ハかく人の右へひらみたる

也

一 文字ハ一字と云ハ[illegible]

一 神ふうなどを見れば、やうにて半也、仮名
なる文字は、ふへくさも也、無ふ文字は横へ云
ふなるべさも也

一 墨筆濃淡にたくさんと深して半也

一 行の始の中に、文字もおかへくさも也、道
風ハ、たゞ書きたる筆数とて

一 文字ゐなる事あるべき篇ハ、ゐて
他のもたよりに用ゐ、ハ、事也
あるべき也、道風位理行数の点注書
字畫ゐるふ

一 長くゐ点ハ斜なる文麗なるべき也、
ゐるべきゐ也

一 頭の字ハ皆ひらみなる也、ゐる紀也

一 文字ハゐるゐくなる事、ある也点なる
なる也なるゐ一点の光あて指注見
弱なる也

一 未練のゐるハ文字ハ残るくて書也、寛ハ
ゐるハ、ゐ半に、書事也、道風なる
書なる物ハゐくなる紀の文字なる
なる配後なるくひらみて見れる也

一申狀諷頌文はまづて書也且文の行よて書也
一法性寺殿の古記に寛平年の時橋改殿の
御書に能也後年の筆ひくみて歩行く
古筆よりてあるべし人の古筆模写
あるを行也ばんをひへくき也
一点はをつるを乃筆にて必返すべき也
是ら能也
一書乃筆を立てくき也行の筆かひくむくき也
一筆跡歩立て後ハ切りよ筆をてう書也筆を
すをいくく筆つる也の筆ニ成ぬ
ものくさくの筆をみてくくと
あるに書る物の見ん事ふく
書くるハ筆見ん事也
一古書ハつるよ物能て筆也ハ
一朝隆ハ能書也筆ハ
知ぬ也
一書行草ともに前乃点はをうちて後
の点のくくめをいる也
一文字を合て一字ハ書ハ合字ハ
ひらかへくき拍よるの大なる乃事也筆にハ

て物のめて筆を出て書字をあらためて
可書事也
一前点は後点を為る絹糸の通はまい行なる
に前点の墨筆と為て後点の物とて也
一文字をいみじくてもやハツキなる人あり
ときなり
一行成乃手跡は筆に任をてかきたるとみえ
たりの又法性寺殿の書は墨をてとと
世也
一草は激しき墨筆にはやはりあり墨をて書
ふ事のやうに本てきや
一先物と書よい静なるあるて人と志河めて可
書也物を意義をするるまに意義をるいい
きるぬかとして人を
人と行のも品をてすると廉おすると
智の也結更をい初筆紙墨の物おけて
可成と此事は今の業にあるに本文よ
ると 寸一辛亦の然語の多又文字意す一完をる也
一点と形とは一也又人乃心を見物べきそれ
ある実物より二可出落なる文よる

一我好学やうやうすてさうあく人の上に
清書あつへうすまにむこんの指を又人の
心ゆるを地位筆法はうひまけふの善悪我
ゆるさ海へへさ地めるうをもの書たる趣と
ゆく出よりしてゆ筆とやくはうへ事
却而そうさ指地お指うく実我ゆふ而指
仮引そうゆふ仮をかく筆こさやとうく能
書にい同我付て可ゆ地
一指意なるものとて筆に半事ゆへうに出
行草とともに行まを孫くくゆへ未練の能

物をゆくく書なして僻ゆ有ゆ物地何ゆ誠学
ゆ出為物ゆを意の指而ゆ仮無へゆ地
一未練の付ゆ有ゆ物をゆを投霧ゆへうを
ゆくく習練して物の品と書出して付ゆ
本とを書又人ゆを人ゆ地を人ゆ能
書なるゆれを少ゆゆを地て浅いゆの
さゆの有ゆゆを思筆地物ゆゆく能ゆ被
仮ゆ地れ浅ゆ能ゆを有ゆ人の評ゆ
能ゆを出ゆ限ゆ地へへ世ゆゆを出ゆ
概ゆ書ゆさ投ゆ地ゆ出ゆゆと置

いつも実なく信ずる也されハ昔乃手書ハ手かゝし
そこゝ為古跡を穢捨なる也但手の古実ハ残す
かゝひ請後せん人ハいゝとしすゝ手風を信也

一 額文紙形中文殿文諷誦願文山四番帳戒牒一
切経等ハ書ゆる事ハ廣く夜鶴庭訓とて書了
みゝそゝ是先達乃仕置とさだめたる事也
可信也

一 書の拙ハ身一代の大事也唐人ハ先是とする也
我朝よりも志ゝるか近代ハ皆行の拙をと先とするかるへし
するされハ書にまさらしたる人続也かく文字ニ真

なる也とも能書乃指とて手指も文只さいくと
中のなす文字の落をはらゝゝなる一の
事也羲朝の欧陽か真をとめ候也是ハおし見残
事也心よりも見るの事は難也能書上古乃能書
も諸道是する事ハ難也されハ法性寺殿ハむかし
の手書よりハ道風佐理行成此三人を能書と定
此三人ハ三徳これ有也道風ハ様々おしてかし佐理
也強くさハ徳佐理ハ失也佐理ハやさしく志てよわし
やさしき処ハ徳よわきハ失也行成ハ歩みに見る敬
まても手乃おかし正念おる也是ハ徳也正念ハ失也

故小太平御後ハ骨多肉少ハ筋書図多骨少
ハ墨猪力多シテ筋力多ハ聖也ハ力多ハ筋
ハ多ハ病多ハ聖也

一扇ノ書ニハ能ク心ヲ用ヒ筆ヲ人シ荒
也ハ多ハ粗ク作ル事太平御後ニハ軍陣ヨ
向ク丁成合戦思也又云右軍題衛夫人筆
陣圖曰夫紙者陣也筆者刀矛也墨者鎧甲也水
硯者城池也心意者將軍也心意者副將也結構者
謀略也腕筆者士卒也出入者踊令也屈折者敵
戦也夫欲書先研墨凝神靜思豫想字形之大

小優仰平直振動令筋骨相連意在筆前
後作字ヲ一番ホシの如也

一手本成ルハ手ヲ人ル事乃美ナルヒトヲ作ル也
の書ヲ能ク学ヒテ美ニ成テ習フ也ハ本ニ
ヒタスラ学ヒテ我ト成ル事也故実の
人ヨリ多ク人ヘシ行乃ヨリ本ヲ学ヒ心ヲ学ヒ也
一手成ル上ニ手ヲ作ル我ヨリ古ヲ思テ我
捨ク雅ヲヨ用ヲ也ハ自然ヨ換也ヲ作ル
新仏乃習ハヨクヽ用ヲ也古ハ武学ヲ
日五十年ニ成テ古ハ定ル事ヲ

その地第一也さて諸の功に入て後はいとまかうも云
しらい不苦也

一手と習ふにはなほ乃手使素紙とおもふへすして只
学ひ又ならふる文字并とおもひて手習字はかりを
さうも大なるたとへもはつまはい自然小儀也とも乃
素紙にて稽古すはい素練乃好雅知先手不習也
なほうて人の心は紙に被知されい表裏く矣
拙よりて也故に手文回屏業を忘て正剛業専也

一手本とおもふてつ人也我習ふ人乃手乃孫にて
必ず毀也ゆゑ故に落面白也沉拾乃知又ならは

我ならふ古書文字とい本と見て筆也能又我習
ふ人乃手乃孫にて書の古つ物を見まはい
見分也

一手本我数面つ物や我好すらかて孫にて云事
乃也新見ふく手たまはいはすしろく能也然の
中にも手乃者つ也見分ける人乃ふ有に貴て
乃雅能はい大切也さまはい大国ふも此道をそなへ
ふくせられ侍也

一手本にはいと奇妙諸とて也但人乃取分乃新
奇形侍様也て手也消息も古ふおもてて云假

字消息をすへて書ける也

一扇風書写するに子細なる事也道風の筆と見しる綾の扇風よりはるかにおとれるとさしたるくせ行草に筆を任せて手もとゝまる也大躰此筆ぶりにて

一頼りゝ人に対物をするもの多しかるを文字あるゝさたなるすなわち志門やゆつまの事あるくゆえ也古筆料紙にて心のいきほひ〳〵んにして書也雖然古人須臾をもすてゝつゝもたゆやすく手をもの多く費をする也古人と雖も人にあるはよく人云ともとゝす無つゝて古るる事也悪き事に人より限て和あり也人より限て書に恥也歌撰也めはすに雖も易和事多也とも故実の多くはめはの事をこゝろ得也手出多くさらん人をはかりとて仮也管絃あんとするよりあるゝを調子をいうてすつる也あるゝを撰事不よるものゝあるすする事也

一拙僧若子書のに雖古のいとせさるの也夜鶴よ次第見るゝ事

一手習せんよりは本に向くようくるて拙くをかゝぬ極よ

正義筆紙にて書へき也必手習つる文字
の孫とも業の為也又お筋抜ておるておとい
ろくに並てゐるとして書て幸に有べき也く
凡人一日以幸習ふ汁けく学ふい徒事也
一手習するに不似文学紙を抜て似せんと手字汁に
似と尽しめ也い手習ふ迄有する也書学習
て不似い猶手に筆を閑く別の紙を習て又向て可
習也めは変ゝ字ゝ○字抜い自然は似也
一手習ふ貪福を不思又象も書人の抜筋書をん
ゝ也能ゝ人ゝ本ゝ道をいて進也されい商史回江夏王

鋒宗宣顔高帝第十三子也年四歳好学書無
紙札乃倚井欄為書ゝ滴則洗之已復書五歳高
帝使学鳳尾諾一腰学即工高帝大悦以麒
麟賜之回麒麟賞鳳尾美異國例と仁我朝
ふい顔多紙形不書ふい如縁と仮事也錦准と
丁ふ委敷ふ不ふ〻たり出人ゝ出ん人ゝ出ん
実と丁ふ迄顔曽ゝ奉勅筋と出縫百迄と仮ふ也
一願文等の書ふ不紙い清書の体ふ為ゝく也清書
すゝ為実ふ不審ふ事と以ゝ也経学業下
書迄是清書乃誤ふ反ふ手学業の僻事也

一 物を入よ地てあるこ小判紙のあるとそこんとに
引放てふ四地料紙書俗のてこ出して西すは
手妻は恥辱地
一 文字形よ物出にるこくく文字つこと紙者
書ってこつ出地
一 必ず中にさ〜出て字るこつとを紙くふとを
て足きハ自然よ限分と成地紙出こる物紙も
常〜見こく者意とてふ者地
一 毛東弘誓院教家の御筆法者の多れ損失地を
知地然よ自生ぜこくあるに筆勢と

書すこる御筆こ物相変て都筆勢の極とも
不弁に筆者こくあ物つ〜こるとおこ物つ延物と
ふ地地然こ地出こ物あるく筆も物こ海つて源が筆
勢とや川すハ板筆地且こ源分紙付こ事を
てるこ地行物こも物こ川ふを地板氏御
筆こ一旦ふ川すこ物ふ物ふ物こ地始物ハ
ハ紙地板実多こ人ハ世物を物こく他筆紙者
事地能〜切ん物に事つ物ふ川ふ者の
筆を切て〜人こ物こ人ハ物すこる成と
地氏御筆こ大事こ伝地

三月

伊達

古今書家代々伝承書之事

永元三年四月 行能

右書巻抄一巻以宝篤本書写以屋代弘賢蔵本校合畢
弘賢自題華陣図一章及風尾諸故事点誤多少擬本書改正

入木抄

取筆事

字勢分事

古賢筆仕事

不可好異撰事

御稽古分限露顕事

御稽古時分事

手本多大切事

御筆事

御料紙事

贈一品尊圓親王

御本一流之御稽古事

筆仕為所要事

離邪僻可専正路事

真行草字事

稽古間若無相交事

手本用捨事

以消息不可為手本事

御墨事

入木道本朝起異朝事